



平成 19 年 11 月 16 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長
和 田 康 夫
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

第三者割当による新株式（普通株式、乙種優先株式）の発行、定款の一部変更、
社外取締役の招聘、並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合（以下、「フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス」という）の業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社（以下、「フェニックス・キャピタル」という）との間で第三者割当による新株式（普通株式及び乙種優先株式）の発行（以下、「本増資」という）に関する新株引受契約を締結し、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスを割当先として本増資を実施することを決議致しましたので、お知らせ致します。

また、同取締役会において、平成 19 年 12 月 2 日を基準日として平成 20 年 1 月 15 日を開催予定日とする臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という）を開催し、①乙種優先株式の発行のために必要となる事項等に関する定款の一部変更、②新株式（普通株式及び乙種優先株式）の特に有利な払込金額による発行及び③社外取締役の招聘を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本増資は、本臨時株主総会において上記の①ないし③の各議案の承認が得られること及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること等を条件としております。

本増資が実施された場合には、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスが、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社に該当することとなる予定です。

記

I. 本増資の背景及び目的等について

当社は、平成 17 年 11 月に収益力の強化と財務体質の改善を企図した「中期経営計画」を策定し、全役職員一丸となって得意分野・高需要分野の事業強化や組織・営業拠点の再編、人的資源の再配置・削減、ノンコア事業の撤退・縮小、ノンコア事業資産の圧縮による有利子負債の削減等を進めており、中期経営計画の目標（平成 19 年度に経常利益 15 億円、有利子負債 200 億円以下）達成を目指し邁進しております。

しかしながら、当社の中核事業領域である建設事業におきましては、国・地方自治体が進める構造改革による公共投資の大幅な減少に加え、入札制度改革に伴う混迷度合いも深まっており、当社を取り巻く受注環境は熾烈を極めていく状況であります。

このような厳しい経営環境を背景として、今般、当社は、コア事業への資源の集中と有利子負債の早期削減をさらに加速させるべく、将来のリスク要因となりうるノンコア事業からの完全な撤退を企図した事業の再構築を行うこととしました。具体的には、当社が保有する固定資産及び販売用不動産を早期に売却するため、評価の見直しを実施するとともに、当社グループにおいてノンコア事業であるリース事業を事業内容とする当社連結子会社である株式会社ハイテクリースを清算いたします。

このため、当社は、本日付当社プレスリリース「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 19 年 9 月期の中間決算において、上記事業再構築に伴って発生する多額の特別損失を計上することと致しました。これにより、当社は、自己資本が大きく毀損致致します。

株主の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけすることを心からお詫び申し上げます。

自己資本の大きな毀損という状況の下、当社は、今後の成長及び経営安定性の維持のためには、資本の増強が喫緊の課題であると考え、平成 20 年 1 月 15 日開催予定の本臨時株主総会において本増資に必要な全ての議案について株主の皆様のご承認を頂いた上で、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスを割当先とした第三者割当による普通株式の発行（30 億円）及び乙種優先株式の発行（30 億円）を実施することと致しました。本増資は、当社の毀損した自己資本を回復させ、今後安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくために必要不可欠なものであります。

なお、フェニックス・キャピタルは、建設業界において幅広い投資実績があり、高い知見及びノウハウを有していることから、本増資実施後は経営管理面でのサポートを受ける予定です。そのため、当社の新任の社外取締役として、フェニックス・キャピタルより 2 名の派遣を受ける予定です。

また、本増資の実施により当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が予定されます。

本増資実施後は、株主の皆様のご期待に沿うべく不退転の決意のもと、必ずや再建を果たす覚悟でございます。何卒ご理解いただき、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

II. 第三者割当による新株式(普通株式及び乙種優先株式)の発行について

1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

前記「本増資の背景及び目的等について」に記載の通りです。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概要額）

5,710,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当増資は、自己資本の増強による財務基盤の改善及び、経営安定性の維持を目的としております。

上記差引手取額は、リファイナンス組成等に係る事業再構築のための資金 5 億円、設備投資資金 1 億円、及び運転資金（材料費、外注費、人件費等）等に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 1 月以降随時

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本増資は、コア事業への資源集中等の施策の実現、及び、固定資産、販売用不動産の早期売却に向けた評価の見直し等により毀損する自己資本を充足させ、当社財務体質の改善及び経営安定性の維持を実現するために必要不可欠のものであると考えております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

決	算	期	平成 17 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月

売上高	77,084	72,172	69,197
営業利益	1,881	1,821	1,692
経常利益	1,314	1,057	1,175
当期純利益	405	△6,248	864
1株当たり当期純利益(円)	9.91	△147.62	15.59
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	177.06	71.61	82.24

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年3月31日)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数(千株)	55,677	100.00
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	17年3月期	18年3月期	19年3月期
始値	290円	252円	212円
高値	322円	322円	219円
安値	191円	164円	95円
終値	255円	211円	113円

② 最近6ヶ月の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	121円	115円	107円	88円	78円	76円
高値	146円	126円	108円	89円	85円	77円
安値	111円	103円	82円	70円	73円	58円
終値	117円	108円	89円	78円	75円	60円

(注)平成19年11月の株価については、平成19年11月15日現在で表示しています。

③ 発行決議の前日における株価

	平成19年11月15日現在
始値	61円
高値	61円
安値	60円
終値	60円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資（普通株式）

発行期日	平成20年1月18日
調達資金の額	2,880,000,000円(発行価額:3,000,000,000円)(差引手取概算値)
募集時点における発行済株式数	55,677,164株
当該増資による発行株式数	60,000,000株
募集後における発行済株式総数	115,677,164株
割当先	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合

・ 第三者割当増資（乙種優先株式）

発行期日	平成20年1月18日
調達資金の額	2,830,000,000円(発行価額:3,000,000,000円)(差引手取概算値)
募集時点における発行済株式数	-
当該増資による発行株式数	15,000,000株
募集後における発行済株式総数	15,000,000株
割当先	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資（甲種優先株式）

発行期日	平成18年2月8日
調達資金の額	2,350,000,000円(差引手取概算値)
募集時点における発行済株式数	-

当該募集による潜在株式数	当初の転換価額(232円)における潜在株式数:10,775,862株 転換価額上限値(348円)における潜在株式数:7,183,908株 転換価額下限値(70円)における潜在株式数:35,714,286株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数[行使済株式数]:2,500,000株 (残高はなし)
当初の資金使途	有利子負債を削減するとともに、今後の技術開発への投資、収益基盤を確立するためのリストラクチャリング費用に充当します。
割当先	ゴールドマン・サックス・インターナショナル
支出時期	平成19年3月期
現時点における充当状況	主に有利子負債の削減20億円、設備投資1億円、ノンコア事業を縮小するためのリストラクチャリング費用等に充当しました。

4. 大株主及び持株比率

募集前(平成19年9月30日現在)		募集後	
東京海上日動火災保険株式会社	4.52%	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合	51.86%
株式会社三井住友銀行	3.59%	東京海上日動火災保険株式会社	2.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.59%	株式会社三井住友銀行	1.73%
日本証券金融株式会社	3.25%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.73%
日特建設社員持株会	3.02%	日本証券金融株式会社	1.56%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.63%	日特建設社員持株会	1.45%
松井証券株式会社(業務口)	1.59%	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.27%
株式会社北陸銀行	0.95%	松井証券株式会社(業務口)	0.76%
日特建設持株協力会	0.92%	株式会社北陸銀行	0.45%
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キヤツプ バリュエー ポートフォリオ	0.91%	日特建設持株協力会	0.44%

5. 業績への影響の見通し

本増資にかかる業績への影響は、本日公表の「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通りです。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本増資の普通株式の発行価額は1株につき50円であり、乙種優先株式の発行価額は1株につき200円（別紙1記載のとおり乙種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、対価として交付される普通株式の数を算定する基礎となる交付価額は、本増資の普通株式の発行価額と同額の当初50円で設定され、かつ、交付価額の修正条項は規定されておられません。）です。

上記の本増資の発行価額は、多額の特別損失の計上により当社の自己資本が大きく毀損することが見込まれる中において、当社の置かれた厳しい状況を勘案しつつ、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスと確実な引受を前提とした協議をもとに決定されたものです。当社といたしましては、毀損する自己資本を充足させるために本増資を上記発行価額で実施し、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスに割り当てるのが、当社の経営安定性の維持のために必要不可欠のものであると考えております。

但し、本増資での発行価額は、普通株式及び乙種優先株式のいずれにつきましても、引き受ける者に特に有利な金額であると考えております。そのため、本増資は、かかる発行価額による普通株式及び乙種優先株式の発行について、当社株主総会の特別決議によるご承認が得られることが条件となります。

当社では、平成20年1月15日に開催予定の臨時株主総会で株主の皆様にもご承認いただいた上で、上記発行価額にて本増資を実施することと致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本増資により株式の希薄化が生じます、具体的には、本増資による普通株式の発行により、本増資前発行済普通株式総数55,677,164株は、本増資後115,677,164株となり、2.08倍となります。また、本増資により発行される乙種優先株式が全て当初交付価額で普通株式に転換された場合の発行済普通株式総数は175,677,164株となり、本増資前発行済普通株式総数の3.16倍となります。

しかしながら、上記1記載のとおり自己資本の大きな毀損という状況の下、当社の毀損した自己資本を回復させ、今後安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくために、本増資は、必要不可欠なものであると判断しております。そのような判断に基づき、株主利益に配慮しながら、フェニックス・キャピタルとの間で協議を行い、合意に至ったのが、本増資の条件です。なお、本増資の規模については、事業再構築に伴い毀損する自己資本を充足させ、資本の安定化を図ることを目的に決定致しました。

当社といたしましては、本増資規模の資本の増強は、当社の企業価値の向上のために必要不可欠なものであると考えておりますので、平成19年1月15日開催予定の臨時株主総会において株主の皆様のご承認を頂いた上で、本増資を実施することと致しました。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

① 名 称	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合	
② 設 立 根 拠 等	民法に定める組合契約に基づく組合	
③ 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	
④ 業 務 執 行 組 合 員 (General Partner)	フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役 CEO 渡邊 彰 (東京都千代田区)	
⑤ 出 資 の 総 額	-	
⑥ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上場会社(役員・役員関係者・大株 主含む)と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はありません。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、事業再構築に伴う損失処理を行う場合大幅な損失が発生し、自己資本が大きく毀損することが見込まれたことから、主要取引銀行を通じ増資引き受け先のご紹介を依頼しておりましたところ、フェニックス・キャピタルから当社株式の取得について提案を受けました。

フェニックス・キャピタルは、建設業界において幅広い投資実績があり、高い知見及びノウハウを有している日本有数の投資会社です。フェニックス・キャピタルの持つ知見及びノウハウは、主に当社の経営管理面でのサポートを通じて、当社の企業価値向上に資するものと考えています。

また、当社は、フェニックス・キャピタルとの間において協議を重ねてまいりましたが、協議の結果、フェニックス・キャピタルに、当社のおかれているビジネス環境及び当社の経営状況を十分理解していただき、かつ、当社の技術力を評価していただいた上で、お互いに信頼できるビジネスパートナーであると認識致しました。

これらの理由から、当社はフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスを割当先を選定したものであります。

(3) 割当先の保有方針

当社は、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスが、本増資により発行する普通株式及び乙種優先株式を中・長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、普通株式を発行日から2年以内に譲渡する場合、並びに乙種優先株式を発行日から2年以内に譲渡する場合及び普通株式へ転換し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

8. 本増資の日程(予定)

平成 19 年 11 月 16 日(金)	新株式発行(本増資)に関する取締役会決議 普通株式の募集に関する有価証券届出書提出
平成 19 年 12 月 2 日(日)	本臨時株主総会に係る基準日(予定)
平成 20 年 1 月 15 日(火)	本臨時株主総会(予定)
平成 20 年 1 月 18 日(金)	申込期日(予定)
平成 20 年 1 月 18 日(金)	払込期日(予定)

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

前述の通り、当社は第三者割当増資(普通株式及び乙種優先株式)を実施する予定ですので、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)に定める当社の発行可能株式総数を変更するとともに、乙種優先株式に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 2 の通りです。

3. 定款変更の日程(予定)

平成 19 年 11 月 16 日(金)	取締役会決議
平成 20 年 1 月 15 日(火)	本臨時株主総会(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

IV. 社外取締役の招聘について

前記「本増資の背景及び目的等について」に記載の通り、フェニックス・キャピタルより社外取締役を 2 名招聘することと致しましたので、お知らせ致します。なお、本臨時株主総会で承認を得た上で、正式に決定し、就任となる予定です。

V. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動について

1. 異動が生じた経緯

上記 II 記載の通り、平成 19 年 11 月 16 日開催の当社取締役会決議に基づき、割当先をフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックスとして、普通株式を 60,000,000 株発行します。当該増資の実施により、平成 20 年 1 月 18 日付で以下の通り主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じることが見込まれるものであります。

2. 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 当該株主の名称等

①	名称	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合
②	本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
③	代表者の役職・氏名	業務執行組合員 フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役 CEO 渡邊 彰
④	主な事業内容	投資業

(2) 当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前(平成19年3月31日現在)	-	-	-
異動後	60,000個(60,000千株)	52.24%	第1位

平成20年1月18日時点(異動後)の議決権を有していない株式として発行済株式総数から控除した株式数 830,164株

平成20年1月18日時点(異動後)の発行済株式総数 115,677,164株

以上

別紙 1

1. 普通株式発行要領

1. 発行新株式数 普通株式 60,000,000 株
2. 発行価額 1 株につき、金 50 円
3. 発行価額の総額 3,000,000,000 円
4. 資本組入額 1 株につき、金 25 円
5. 募集又は割当方法 第三者割当の方法により、以下の者に下記の株式を割り当てる。
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ 60,000,000 株
シックス投資事業組合
6. 申込期日 平成 20 年 1 月 18 日 (金)
7. 払込期日 平成 20 年 1 月 18 日 (金)
8. 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 乙種優先株式発行要領

1. 当該種類株式
の名称及び内容 乙種優先株式
2. 発行新株式数 15,000,000 株
3. 発行価額 1 株につき、金 200 円
4. 発行価額の総額 3,000,000,000 円
5. 資本組入額 1 株につき、金 100 円
6. 申込期日 平成 20 年 1 月 18 日 (金)
7. 払込期日 平成 20 年 1 月 18 日 (金)
8. 募集又は割当方法 第三者割当の方法により、以下の者に下記の株式を割り当てる。
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シ 15,000,000 株
ックス投資事業組合

9. 配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）又は乙種優先株式の登録株式質権者（以下「乙種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、乙種優先株式 1 株当たり、乙種優先株式の払込金額（200 円）に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当率に基づき、当該基準日が属す

る事業年度の初日（平成 20 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 1 月 19 日。いずれにおいても当該日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1 か月未満の期間については年 365 日の日割計算）により算出される額の配当（以下「乙種優先配当金」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に配当金（次号に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

乙種優先配当金配当率 = 日本円 TIBOR（6 ヶ月物）+2.5%

「日本円 TIBOR（6 ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）（平成 20 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 1 月 18 日。）の、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（6 ヶ月物）に代えて用いる。日本円 TIBOR（6 ヶ月物）又はこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。

(2) 累積型

ある事業年度において乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記(1)の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下「乙種累積未配当金」という。）。乙種累積未配当金は、普通株主又は普通登録株式質権者及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。

(3) 非参加型

乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株式を有する株主又は乙種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式 1 株あたりの残余財産分配価額として、200 円を限度に支払う。

乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成20年1月18日から平成25年1月17日まで。

(2) 取得の条件

- ① 乙種優先株式は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに
$$\frac{\text{（乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払込金額の総額）}}{\div \text{交付価額}}$$
 交付すべき普通株式数

② 交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、50円とする。

ロ 交付価額の調整

- (a) 当社は、乙種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（下限交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式により乙種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、平成20年1月15日開催の当会社株主総会の決議に基づき普通株式が交付される場合及び当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以

下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必

要な交付価額の調整を行う。

- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各乙種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 取得請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行 本店

④ 取得の効力発生

取得請求書及び乙種優先株式の株券が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、乙種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当会社はその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

14. 普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）

乙種優先株式は、前項第(1)号の取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、前項第(2)号により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取り扱う。

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。</p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億9,500万株</u>とし、このうち、普通株式は1億8,000万株、乙種優先株式は<u>1,500万株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 ① 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 ① 当社の普通株式および乙種優先株式の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>② <u>(現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>(乙種優先株式)</u></p> <p>第14条の2 当社の発行する乙種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。</p> <p><u>1. 優先配当金の額</u></p> <p>当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された乙種優先株式を有する株主(以下「乙種優先株主」という。)または乙種優先株式の登録株式質権者(以下「乙種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、乙種優先株式1株当たり、乙種優先株式の払込金額に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当年率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月19日。いずれにおいても当該日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当(以下「乙種優先配当金」という。)</p>

を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に配当金（以下2. に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

乙種優先配当金配当率

=日本円 TIBOR (6 ヶ月物) +2.5%

「日本円 TIBOR (6 ヶ月物)」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）（平成 20 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 1 月 18 日。）の、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日） ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (6 ヶ月物) に代えて用いる。日本円 TIBOR (6 ヶ月物) またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。

2. 累積条項

ある事業年度において乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記 1. の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下「乙種累積未配当金」という。）。乙種累積未配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。

3. 非参加条項

乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。

4. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、200円を限度に支払う。

乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

5. 議決権

乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割または併合を行わない。

当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権

乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成20年1月18日から平成25年1月17日まで。

(2) 取得の条件

①乙種優先株式は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整を行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\text{= (乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払込金額の総額) } \div \text{ 交付価額}$$

② 交付価額

	<p>交付価額は、当初 50 円とする。</p> <p>③ 上記①および②のほか、交付価額の調整方法その他の交付すべき株式の数の算定方法等は、乙種優先株式を初めて発行する時までに、株主総会又は取締役会の決議で定める。</p> <p>8. 普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項） 乙種優先株式は、上記 7. (1)に規定する取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、上記 7. (2) により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法により取り扱う。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第 21 条の 2</p> <p>① 第 17 条、第 19 条ないし第 21 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>② 第 16 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>③ 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>④ 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

以上